

青森県報

第三千二百号

平成二十二年
二月十七日
(水曜日)

目次

告 示

障害福祉サービス事業者の指定	……………	(障害福祉課)	…	一
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地変更の届出	……………	(同)	…	一
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出	……………	(同)	…	二
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	……………	(河川砂防課)	…	二
土砂災害警戒区域の指定	……………	(同)	…	六
水域施設等の建設の変更の届出	……………	(港湾空港課)	…	六
都市計画事業計画の変更認可	……………	(都市計画課)	…	七
公 告				
建設業者の許可の取消し	……………	(中 南 地 域 民 局)	…	七
右 同	……………	(西 北 地 域 民 局)	…	七

告 示

青森県告示第八十一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の

規定により公示する。

平成二十二年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指定期限
社会福祉法人豊寿会	八戸市大字妙字分枝二七の一	児童サービス	シャイニー妙光園	平成三・三・一
特定非営利活動法人ふじ苑	十和田市大字三本木字北平二〇九の三	就業継続支援B型	肉のどてや	"
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目八の七	居宅介護	アースサポート株式会社青森在宅センター	"
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目八の七	重度訪問介護	アースサポート株式会社青森在宅センター	"
有限会社ググ	青森市本町二丁目一の一四	居宅介護	ヘルパーステーションググ	"
有限会社ググ	青森市本町二丁目一の一四	重度訪問介護	ヘルパーステーションググ	"

青森県告示第八十二号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十二年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	年月日
ズサンライ	有 限 会 社	名称 主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービス事業者
の 一 一 一	五 所 川 原 市 大 字 漆 川 字 一 一 一	主たる事務所の所在地	
練)	自立生活訓練	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を 行う事業所
ひかり	デイサービスセンター	名称	
の 一 一 一	五 所 川 原 市 字 一 ツ 谷 五 九	所在地	変更
	平成 二〇二二 年 二 月 一 七 日		

青森県告示第八十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十二年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	所在地	廃止年月日
医療法人仁泉会	ヘルパーステーション	八戸市大字尻内町字直田八一	重度訪問介護	ヘルパーステーション	三沢市大字三沢一丁目四	平成一九三三
医療法人仁泉会	ヘルパーステーション	八戸市大字尻内町字直田八一	居宅介護	ヘルパーステーション	三沢市大字三沢一丁目四	〃
社会福祉法人豊寿会	自立生活訓練	八戸市大字妙字分枝二七の一	自立生活訓練	自立生活訓練事業所アネットワークス妙光園	八戸市根城四丁目六の二四	三〇三三

青森県告示第八十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第六条第四項及び第八条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 塩越土砂災害警戒区域及び塩越土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 石浜土砂災害警戒区域及び石浜土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 磯ノ山一号土砂災害警戒区域及び磯ノ山一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四 宮本土砂災害警戒区域及び宮本土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

五 蟹田土砂災害警戒区域及び蟹田土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

六 丑ヶ沢一号土砂災害警戒区域及び丑ヶ沢一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

七 田ノ沢二号土砂災害警戒区域及び田ノ沢二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

八 姥ヶ沢土砂災害警戒区域及び姥ヶ沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

九 上蟹田土砂災害警戒区域及び上蟹田土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十 丑ヶ沢三号土砂災害警戒区域及び丑ヶ沢三号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十一 山元一号土砂災害警戒区域及び山元一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十二 山元二号土砂災害警戒区域及び山元二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十三 館ノ沢一号土砂災害警戒区域及び館ノ沢一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十四 田ノ沢一号土砂災害警戒区域及び田ノ沢一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十五 谷田土砂災害警戒区域及び谷田土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十六 丑ヶ沢四号土砂災害警戒区域及び丑ヶ沢四号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十七 西石浜沢土砂災害警戒区域及び西石浜沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十八 大沢土砂災害警戒区域及び大沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十九 滝ノ沢土砂災害警戒区域及び滝ノ沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二十 南塩越沢土砂災害警戒区域及び南塩越沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二十一 北塩越沢土砂災害警戒区域及び北塩越沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二十二 赤平沢土砂災害警戒区域及び赤平沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二十三 南滝ノ沢土砂災害警戒区域及び南滝ノ沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第八十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県国土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 丑ヶ沢二号土砂災害警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

二 水汲沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

三 上岩釜沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

青森県告示第八十六号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の三第一項の規定により、平成十八年十二月二十二日付けで届出のあった水域施設等の建設について、平成二十二年一月二十八日付けで次のとおり変更の届出があったので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十二年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 届出人の住所及び名称並びにその代表者の氏名

東京都千代田区内幸町一丁目の一三

東京電力株式会社

取締役社長 清水正孝

二 変更しようとする事項

施設の種	区	分	種	種
埋立工作物			変更前	変更後

類、規模及び構造	
種類 敷地護岸 () 規模 延長二・二八メートル 天端高T・P・プラ ス四・〇〇メートル 構造 控え杭式鋼矢板(本体工) 鋼矢板(上部工)コン クリート	種類 敷地護岸 () 規模 延長二・二八メートル 天端高T・P・プラ ス四・〇〇メートル 構造 控え杭式鋼矢板(本体工) 鋼矢板(上部工)コン クリート
種類 敷地護岸 () 規模 延長二・二八メートル 天端高T・P・プラ ス四・〇〇メートル 構造 自立式鋼矢板(本体工) 鋼矢板(上部工)コン クリート	種類 敷地護岸 () 規模 延長二・二八メートル 天端高T・P・プラ ス四・〇〇メートル 構造 控え杭式鋼矢板(本体工) 鋼矢板(上部工)コン クリート

青森県告示第八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、青森都市計画道路事業の事業計画の変更を平成二十二年二月九日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称
青森市

二 都市計画事業の種類
青森都市計画道路事業（三・二・二号内環状線）

三 事業施行期間
平成十五年十二月二十二日から平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分
変更なし

2 使用の部分
なし

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社ハートホーム

二 代表者の氏名 瓜田 雄幸

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字宮園一丁目四の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第二〇〇〇三〇号

五 取消年月日 平成二十二年一月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年八月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社中田工務店
- 二 代表者の氏名 中田 芳正
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字稲実字米崎一八の八
- 四 許可番号 青森県知事許可(特 一九)第一一四五一号
- 五 取消年月日 平成二十二年一月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築、大工工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十二年一月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭